

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十六号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項市町村の欄中「大和高田市」を「奈良市 大和高田市」に、「山添村」を「山添村 平群町」に、「安堵町」を「安堵町 川西町」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により知事に對してなされた届出で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市町村の長に對してなされた届出とみなす。